

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月29日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要
略					略				
4 医療技術局長（臨床検査技師の職務に従事する者に限る。）、医療技術局の副局長（臨床検査技師の職務に従事する者に限る。）、中央検査室長、中央検査室の副室長、副主幹（臨床検査技師の職務に従事する者に限る。）、臨床検査主任及び臨床検査技師の職務に従事する職員	白衣 作業服（ズボン） 布製短靴	2 2 2	24 60 12	<u>厚生病院に勤務する職員のうち細菌検査業務に従事する職員に限る。</u>	4 医療技術局長（臨床検査技師の職務に従事する者に限る。）、医療技術局の副局長（臨床検査技師の職務に従事する者に限る。）、中央検査室長、中央検査室の副室長、副主幹（臨床検査技師の職務に従事する者に限る。）、臨床検査主任及び臨床検査技師の職務に従事する職員	白衣 作業服（ズボン）	2 2	24 60	
5 医療技術局長（薬剤師の職務に従事する者に限る。）、医療技術局の副局長（薬剤師の職務に従事する者に限る。）、薬剤部長、	白衣	2 4	24 24	<u>製剤業務に従事する職員を除く。</u> <u>製剤業務に従</u>	5 医療技術局長（薬剤師の職務に従事する者に限る。）、医療技術局の副局長（薬剤師の職務に従事する者に限る。）、薬剤部長、	白衣	2	24	

副部長、副主幹（薬剤師の職務に従事する者に限る。）、薬剤主任及び薬剤師の職務に従事する職員	作業ズボン	2	24	事する職員に限る。 製剤業務に従事する職員に限る。
略				
9 看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	看護衣 看護衣（半袖） 予防衣 ナース靴 ナース靴 下 看護帽	3 3 3 2 12 2	36 36 36 12 12 24	中央病院に勤務する職員に限る。 厚生病院に勤務する職員に限る。
10 電気技師及び機械技師の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24	
11 視能訓練士の職務に従事する職員	白衣	2	24	
12 臨床心理士の職務に従事する職員	白衣	2	24	
13 略				
14 略				
15 略				
16 略				
17 略				
18 略				
19 略				

副部長、副主幹（薬剤師の職務に従事する者に限る。）、薬剤主任及び薬剤師の職務に従事する職員				
略				
9 看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	看護衣 看護衣（半袖） 予防衣 ナース靴 ナース靴 下 看護帽	3 3 3 2 12 2	36 36 36 12 12 24	
10 電気技師及び機械技師の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24	
11 略				
12 略				
13 略				
14 略				
15 略				
16 略				
17 略				

20 略				
21 略				
22 略				
23 メッセージャー長 並びに医療助手の職 務のうち看護の業 務、検査の業務及び 主として医療器具の 滅菌の業務に従事す る職員以外の職員 (女子)	作業服 (上衣)	2	48	中央病 院に勤 務する 職員に 限る。
	作業服 (スカート)	2	48	
	盛夏シャ ツ	2	48	中央病 院に勤 務する 職員に 限る。
	白衣又は 作業服 (上衣)	2	48	厚生病 院に勤 務する 職員に 限る。
	夏白衣	2	48	厚生病 院に勤 務する 職員に 限る。
	布製短靴	2	12	

18 略				
19 略				
20 略				
21 メッセージャー長 並びに医療助手の職 務のうち看護の業 務、検査の業務及び 主として医療器具の 滅菌の業務に従事す る職員以外の職員 (女子)	作業服 (上衣)	2	48	中央病 院に勤 務する 職員に 限る。
	作業服 (スカート)	2	48	
	盛夏シャ ツ	2	48	中央病 院に勤 務する 職員に 限る。
	白衣	2	48	厚生病 院に勤 務する 職員に 限る。
	夏白衣	2	48	厚生病 院に勤 務する 職員に 限る。
	布製短靴	2	12	

附 則

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。